

令和8年度漁港海岸事業予算の概要について

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
課長補佐 浜辺 隆博
(防災・海岸班担当)

令和8年度漁港海岸事業関連予算の概要

令和8年度当初予算 漁港海岸事業 3,650百万円
(対前年度比 1.000)

(単位：百万円)

	令和7年度 当初予算 (A)	令和8年度		令和7年度 補正予算
		当初予算 (B)	対前年度比 (B/A)	
海岸事業	3,650	3,650	1.000	1,352
海岸保全施設整備事業	3,370	3,438	1.020	1,352
海岸事業調査費（直轄） ※調査諸費を含む	14	14	1.000	-
後進地域補助率差額等	266	198	0.744	-

(注1) 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。

(注2) このほか、農山漁村地域整備交付金として、76,249百万円の内数があり、地方の要望に応じて海岸保全施設の整備に充てることができる。

第6次社会資本整備重点計画の概要



取り巻く社会経済情勢の変化 <<時代の重大な岐路に立つ、我が国の社会経済情勢>>

人口減少等がもたらす地域の危機	インフラ老朽化の更なる進行	災害の激甚化・頻発化	成長型経済への転換期にある経済	地球環境を巡る世界的な潮流	デジタル・新技術の急速な進歩	暮らし・働き方やニーズの多様化
-----------------	---------------	------------	-----------------	---------------	----------------	-----------------

重点目標と目指す社会の姿 <<目指す姿を掲げ、そこからバックキャストして社会資本整備のビジョンを構想>>

- 我が国が直面する先送りできない社会課題に真正面から向き合い、時代の要請に応えながら危機を好機に変え、未来を切り拓くインフラ政策を構築
⇒社会経済情勢を踏まえ、インフラ政策の「羅針盤」として、4つの重点目標を掲げ、それぞれ目指す姿と、実現に向けた進路を示す
- インフラマネジメントをインフラ政策の核心に据え、国民の共有財産であるインフラを、社会経済のニーズに合わせて効果的に活用し、価値を創出

人口減少という危機を好機に変え、一人ひとりが豊かさと安心を実感できる持続可能な活力ある経済・社会を実現

<p>重点目標Ⅰ 活力のある持続可能な地域社会の形成</p> <p>【目指す姿】 地域経済の核となる集積づくりと広域連携 <ul style="list-style-type: none"> まちづくり・交通と一体のもとで持続可能な都市構造に転換（日常の行動圏内で生活関連サービスが享受できる地域の形成） 地域資源を活用した「稼ぐ力」の創出と、広域ネットワークによる地域の経済圏の拡大 地域の将来像を踏まえたインフラの再構築 <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県八潮市の道路陥没事故の教訓を踏まえた老朽化対策の徹底 人口減少に対応し、まちづくりと一体で良質なストックを形成 包摂的な共生社会に向けた地域づくりと豊かで快適な生活環境 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー・ジェンダー主流化の推進、安全な移動空間の形成 インフラ空間を活用した豊かで過ごしやすい環境形成 </p>	<p>重点目標Ⅱ 強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会</p> <p>【目指す姿】 持続的で力強い経済成長の実現 <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上を支える人流・物流ネットワーク整備 地域の産業立地に対応した周辺インフラの整備 革新的なイノベーションの社会実装の促進（自動運転サービスの実現、自動物流道路等） 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化 <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震はじめ大規模災害等で得られた教訓も踏まえ、ハード・ソフト一体となった「事前防災」の推進 あらゆる関係者の総力を結集した平時からの備えの強化（TEC-FORCE等の体制・機能の拡充、防災拠点の強化） </p>	<p>重点目標Ⅲ インフラ分野が先導するグリーン社会の実現</p> <p>【目指す姿】 2050年カーボンニュートラルの実現 <ul style="list-style-type: none"> インフラ空間を活用した再生可能エネルギーの拡大 脱炭素化を支える基盤の整備 自然共生社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> 河川空間等におけるグリーンインフラの形成推進 ネイチャーポジティブの実現 資源循環型の経済社会システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクルの高度化 産業副産物等を利用したブルーインフラの整備 下水汚泥の肥料利用の推進 </p>
<p>重点目標Ⅳ 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化</p>		
<p>【目指す姿】 地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> 広域・複数・多分野のインフラ管理の推進（地域インフラ群再生戦略マネジメント） </p>	<p>【目指す姿】 建設業等の担い手の確保・育成、生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> 第三次・担い手3法を踏まえた処遇改善、働き方改革の推進 i-Construction2.0等を通じた現場の生産性の向上 </p>	<p>【目指す姿】 新技術・DXによるインフラの価値向上 <ul style="list-style-type: none"> データ連携やAIを活用したインフラDX オープンデータによる建築・都市のDX </p>

インフラマネジメントを通じて社会資本ストックの質的改善と高度化を推進

<p>ハード・ソフトの活用 インフラ整備×新技術</p>	<p>他分野連携 道の駅の防災拠点化 流域総合水管理の推進</p>	<p>官民連携 産官学金労言など 多様な主体の連携強化</p>	<p>地域住民の参画 住民参加型 インフラメンテナンス</p>
<p>イノベーション創出 AI、新技術の導入</p>			

戦略的・計画的な社会資本整備を支える安定的・持続的な公共投資
「国民共有の貴重な資産」であるインフラを支える、国民一人ひとりの理解の醸成

<対策のポイント>

気候変動の影響を踏まえ、海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進します。

<事業目標>

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備完了率（58%〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化しています。このため、以下の取り組みにより、海岸保全施設の整備を推進します。

1. 漁港海岸事業（高潮・侵食対策）

国土保全上特に重要な地域を対象に、高潮、津波、波浪及び侵食による浸水災害を未然に防ぐため、**海岸保全施設の新設又は改良を実施**します。

2. 海岸保全施設整備連携事業

大規模地震や高潮のリスクが高い地域又は、水産物の生産・流通上重要な地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の**他事業との連携等**により、**津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策**を実施します。

3. 海岸メンテナンス事業

予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、**海岸保全施設の老朽化対策等を計画的実施**するとともに、現場ニーズに合った**新技術等の活用による維持管理・更新等の高度化・効率化**を進めます。また、気候変動の**長寿命化計画**への反映を支援します。

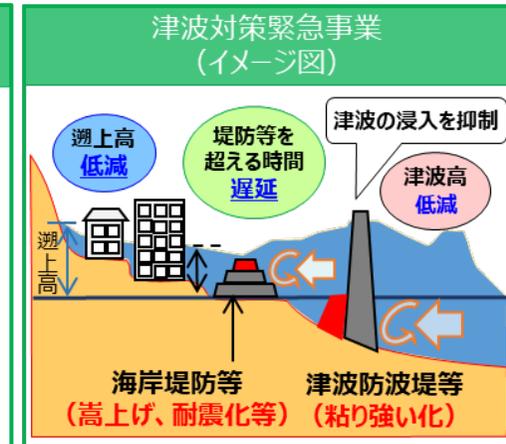
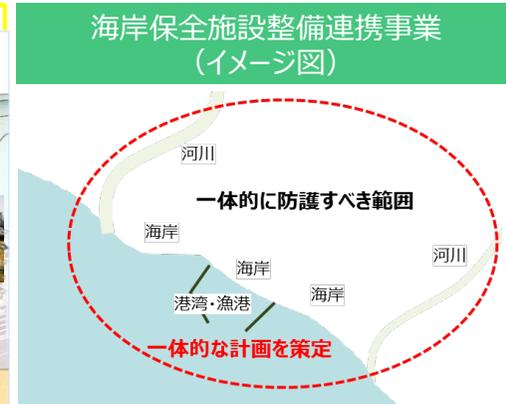
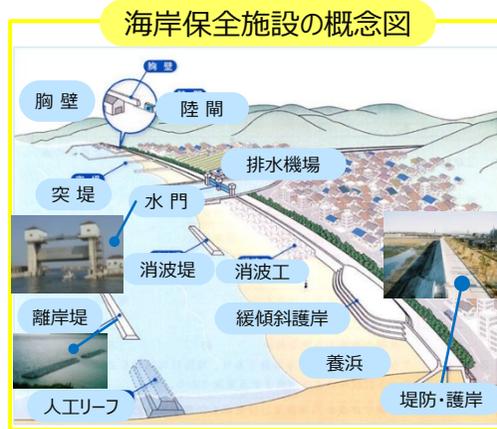
4. 津波対策緊急事業

津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、**津波対策**を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



<対策のポイント>

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減 [令和11年度まで]）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³ [令和10年度まで]）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業**を選択して実施することができます。

- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

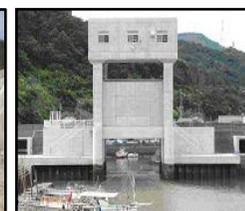


治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (農業農村分野) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
 (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

① 長寿命化計画の変更支援<拡充> ※海岸メンテナンス事業

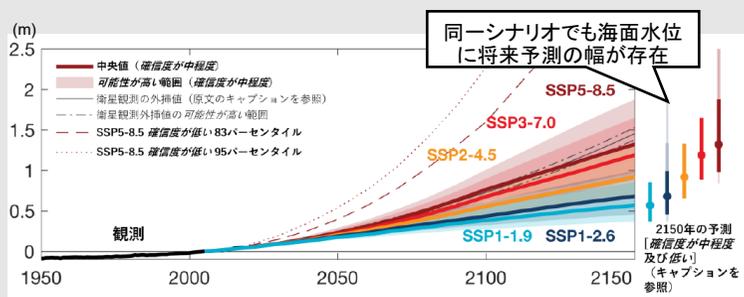
【現行】長寿命化計画の変更等に係る費用を令和7年度まで支援

(維持管理費用の見通し、コスト削減内容、新技術の導入検討等の追記が要件)

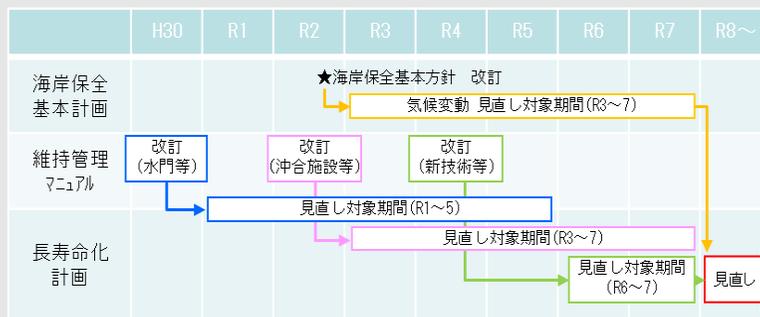
【R8~】気候変動を踏まえた対応を長寿命化計画に反映する変更等に係る費用を恒久的に支援

(現行と同等以上の要件を検討中 ⇒ 海岸保全施設維持管理マニュアルの補訂を予定)

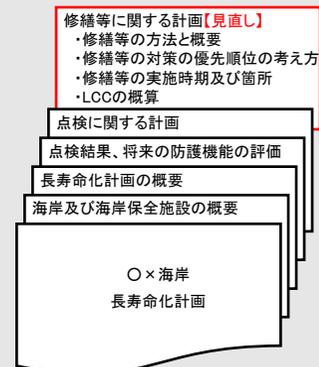
○ 気候変動に計画的に対応するためには、老朽化対策に合わせて施設の改良を実施していく必要がある一方、気候変動の影響は予測に幅があり、継続的に現れてくるものであるため、気候変動の進行や施設の劣化状況に適切に対応した修繕等の計画を長寿命化計画に随時反映していく必要がある。このため、コスト縮減と今後の気候変動への適時・適切な対応を両輪で進め、海岸保全施設の更新等が海岸管理者において適切になされるよう、引き続き国が支援する。



異なる気候変動シナリオ下での世界平均海面水位予測の幅



海岸保全基本計画と長寿命化計画の見直しの経緯



長寿命化計画のイメージ

② 高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されている箇所限定して支援

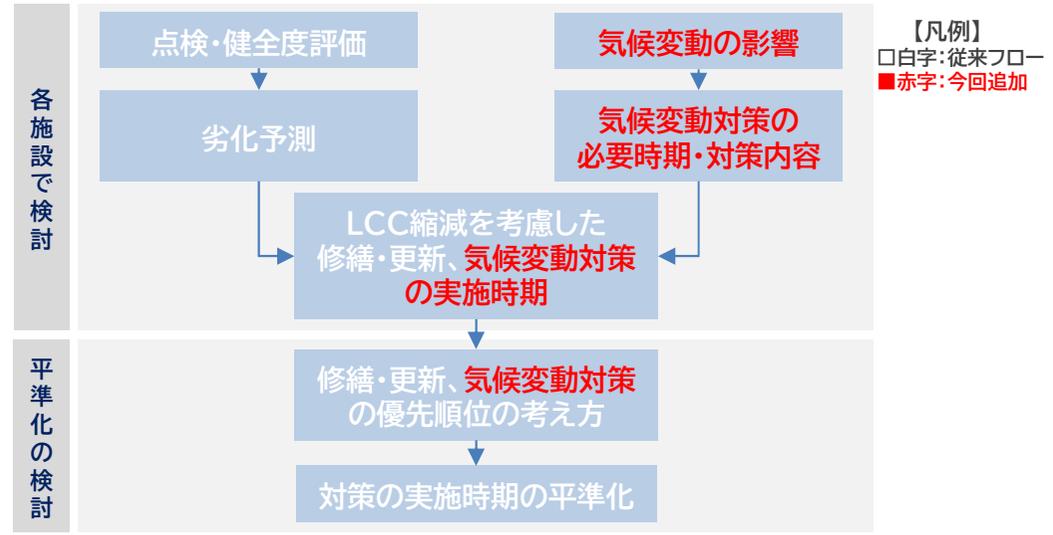
※海岸保全施設整備連携事業、農山漁村地域整備交付金（高潮対策、海岸耐震対策、津波・高潮危機管理対策）に限る

③ 海岸保全基本計画の変更支援は廃止 ※農山漁村地域整備交付金（津波・高潮危機管理対策）

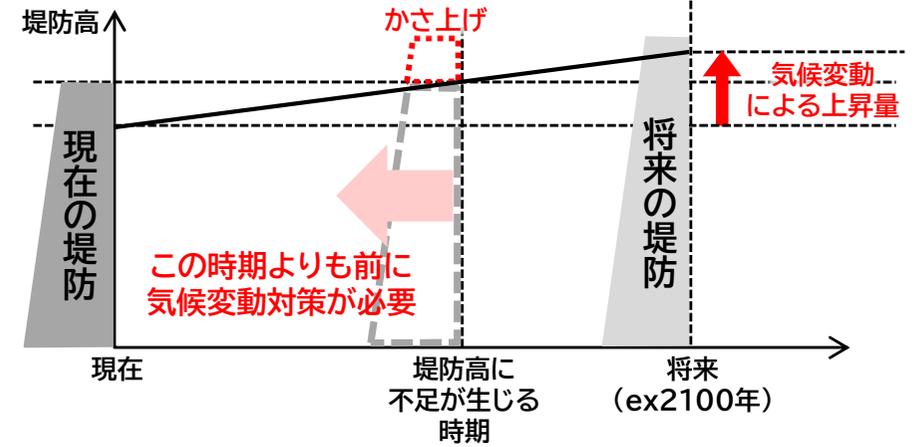
変更点①（気候変動の影響と気候変動対策が必要となる時期等の追記）

- 気候変動対策については、施設の修繕や更新と併せて計画的かつ効率的に実施することが重要であるため、長寿命化計画へ気候変動に関する下記事項を追記する。
 - ① 気候変動の影響(海岸保全基本計画等に定める気候変動を考慮した将来の必要高さ等)
 - ② 気候変動対策が必要となる時期(高さ不足など防護機能に不足が生じる時期)及び対策の内容
- 気候変動の影響は、不確実性があるため、モニタリング結果等を踏まえて必要に応じて見直しを行う。

■気候変動の影響を加味した修繕等の計画の検討フロー



■気候変動の影響(イメージ)



■気候変動の影響(長寿命化計画の記載イメージ)

諸元	現在	将来(2100年)
対象外力	高潮 (伊勢湾台風(940hPa))	高潮 (伊勢湾台風(930hPa))
朔望平均満潮位	T.P.+1.0m	T.P.+1.4m
潮位偏差	2.8m	3.0m
波高	1.1m	1.3m
計画天端高	T.P.+5.2m	T.P.+6.0m
現況天端高	T.P.+5.2m	-

■気候変動対策が必要となる時期(長寿命化計画の記載イメージ)

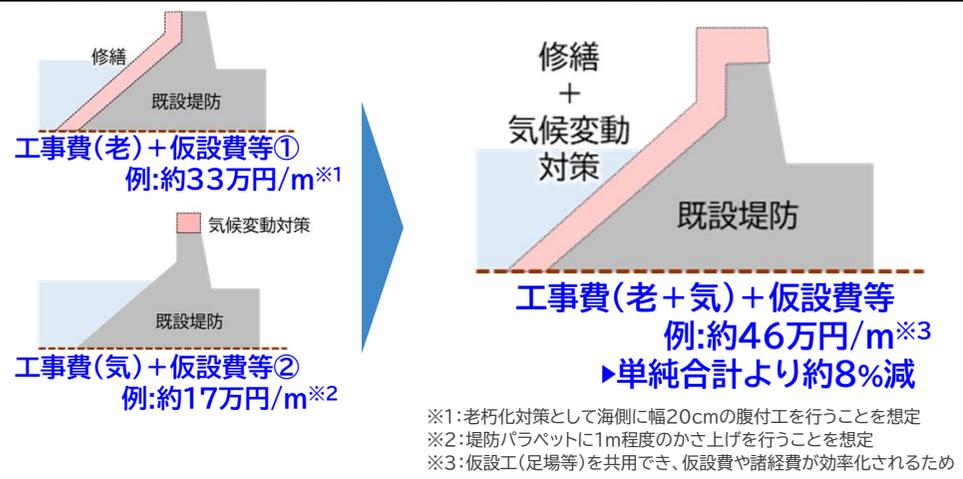
一定区間No	防護機能が不足する時期	具体的な対策内容 (かさ上げやその高さ等)	留意事項
No.1	2045年	堤防のかさ上げ(0.8m)	
No.2	2035年	堤防のかさ上げ(0.6m) 陸閘○のかさ上げ(0.6m) 及び設備の改良	
...	

変更点②（気候変動の影響を加味した修繕等の計画の検討）

- 老朽化対策(修繕や更新)及び気候変動対策の実施時期は、**老朽化対策と気候変動対策を効率的に実施することによるLCC※の縮減**を考慮して定める。

※LCC(ライフサイクルコスト)：施設の供用期間に生じる全ての費用
(点検、修繕、改良(気候変動対策を含む)、更新、撤去)
- 対策の平準化を図る際の優先順位は、老朽化及び気候変動に係る現状と今後の見通しに加え、以下についても考慮の上、設定する。
 - 平均海面水位の上昇、地点ごとに上昇量が異なる潮位偏差、波浪の極値の影響
 - 海岸保全施設ごとに異なる老朽化状況及びその老朽化が防護機能の低下に与える影響
 - 地点ごとに異なる人口・資産の集積状況や土地利用の状況、重要性等(将来的な変化見直しを含む)

■老朽化対策と気候変動対策の効率的な実施イメージ（修繕と気候変動対策を同時に実施）



実施時期	2020 ~30	2030 ~40	2040 ~50	2050 ~60	...
老朽化対策(修繕)		修繕			...
気候変動対策		← 2055までに対策			...
老朽化 + 気候変動対策		修繕 + 気候変動対策			...

※老朽化対策及び気候変動対策は、それぞれ対策が必要となる時期までに実施する

※マニュアルの記載内容（第7章 長寿命化計画の立案 7-1.長寿命化計画の概要）

- 気候変動の影響と気候変動対策が必要となる時期等の追加
- ✓ 気候変動対策については、施設の修繕や更新と併せて計画的かつ効率的に実施することが重要であるため、修繕等に関する計画を含む長寿命化計画において気候変動対策に関する以下の事項を記載する。
 - ①気候変動の影響(海岸保全基本計画等に定める気候変動を考慮した将来の堤防等の必要高さ等)
 - ②気候変動対策が必要となる時期(高さ不足など防護機能に不足が生じる時期)及び対策内容
 - ✓ なお、気候変動の影響は、複数シナリオがあるほか、同一シナリオにおいても将来予測の幅があることから、海象や地形、海岸環境のモニタリング結果や将来予測に関する最新の知見等を踏まえ、必要に応じて対策の内容・時期を再検討し更新することが重要である。

- 気候変動の影響を加味した修繕等の計画の検討
- ✓ 施設の修繕や更新等の老朽化対策及び気候変動対策の実施時期や箇所は、それぞれの対策を効率的に実施することによるLCC縮減を考慮して定める。その際の優先順位は、老朽化及び気候変動に係る現状と今後の見通しに加え、以下についても考慮の上、設定する。
 - ・平均海面水位の上昇、地点ごとに上昇量が異なる潮位偏差、波浪の極値の影響
 - ・海岸保全施設ごとに異なる老朽化状況及びその老朽化が防護機能の低下に与える響
 - ・地点ごとに異なる人口・資産の集積状況や土地利用の状況、重要性等(将来的な変化見直しを含む)

海岸保全施設維持管理マニュアルの一部変更 変更点③（天端の評価方法の変更）

- 天端の評価を現行マニュアルでは、防護高さ(必要高さ)の充足可否としているため、老朽化の評価(=沈下に伴う高さ不足)に加え、老朽化に起因しないもの(=整備時点で計画高さを満たさないもの)も評価対象と捉えることができ、管理者毎に判断が分かれている。
- 気候変動を踏まえた海岸保全基本計画の見直しにより計画高が高くなることで、老朽化の状況に関わらず、「防護高さ不足」と判断されるケースが増加し、結果として老朽化に起因する防護機能低下の把握が十分に行われなくなるおそれがある。
- このため、老朽化に起因する防護機能低下の状況を適切に把握するため、天端の評価を、
施設に沈下が生じているか否か = 当初整備時点(改良した施設は改良時点)の高さを満足しているか否か、という評価へ変更する。

■天端の点検と評価に関する新旧比較

	従前	変更後																												
一次点検	<p>表-4.2 堤防・護岸等の一次点検項目の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検位置</th> <th>点検項目^{注1)}</th> <th>確認する項目</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天端高</td> <td>天端の高さ</td> <td>必要高さに対する不足</td> <td>天端の沈下の把握</td> </tr> </tbody> </table>	点検位置	点検項目 ^{注1)}	確認する項目	目的	天端高	天端の高さ	必要高さに対する不足	天端の沈下の把握	<p>表-4.2 堤防・護岸等の一次点検項目の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>点検位置</th> <th>点検項目^{注1)}</th> <th>確認する項目</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天端</td> <td>沈下</td> <td>当初整備時(改良した施設については、改良後)からの沈下の有無</td> <td>防護機能の把握</td> </tr> </tbody> </table>	点検位置	点検項目 ^{注1)}	確認する項目	目的	天端	沈下	当初整備時(改良した施設については、改良後)からの沈下の有無	防護機能の把握												
点検位置	点検項目 ^{注1)}	確認する項目	目的																											
天端高	天端の高さ	必要高さに対する不足	天端の沈下の把握																											
点検位置	点検項目 ^{注1)}	確認する項目	目的																											
天端	沈下	当初整備時(改良した施設については、改良後)からの沈下の有無	防護機能の把握																											
評価(a~d)	<p>表-5.2 天端被覆工(水叩き工を含む)・表法被覆工・裏法被覆工に対する評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変状現象</th> <th colspan="4">変状のランク(確認される変状の程度)</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護高さの不足^{注1)}</td> <td>防護高さを満足していない。</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>防護高さを満足している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 防護高さの不足は、天端被覆工のみ対象とする。</p>	変状現象	変状のランク(確認される変状の程度)				a	b	c	d	防護高さの不足 ^{注1)}	防護高さを満足していない。	-	-	防護高さを満足している。	<p>表-5.2 天端被覆工(水叩き工を含む)・表法被覆工・裏法被覆工に対する評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">変状現象</th> <th colspan="4">変状のランク(確認される変状の程度)</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防護高さの低下^{注1)}</td> <td>当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足していない。^{注2)}</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 防護高さの低下は、天端被覆工のみ対象とする。 注2) 防護高さの低下が、余裕高で想定していた範囲内に収まり、必要高さを満足している場合を除く。</p>	変状現象	変状のランク(確認される変状の程度)				a	b	c	d	防護高さの低下 ^{注1)}	当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足していない。 ^{注2)}	-	-	当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足している。
変状現象	変状のランク(確認される変状の程度)																													
	a	b	c	d																										
防護高さの不足 ^{注1)}	防護高さを満足していない。	-	-	防護高さを満足している。																										
変状現象	変状のランク(確認される変状の程度)																													
	a	b	c	d																										
防護高さの低下 ^{注1)}	当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足していない。 ^{注2)}	-	-	当初整備時(改良した施設については、改良後)の防護高さを満足している。																										
健全度評価(A~D)	<p>表-5.16 堤防・護岸等^{注1)}の健全度評価の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健全度</th> <th>健全度評価の目安^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 天端高が不足し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注3)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注2)} </td> </tr> </tbody> </table>	健全度	健全度評価の目安 ^{注2)}	Aランク	措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 天端高が不足し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注3)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注2)} 	<p>表-5.16 堤防・護岸等^{注1)}の健全度評価の目安</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健全度</th> <th>健全度評価の目安^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aランク</td> <td>措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 防護高さが低下し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合^{注3)} 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注4)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注4)} </td> </tr> </tbody> </table>	健全度	健全度評価の目安 ^{注2)}	Aランク	措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 防護高さが低下し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合^{注3)} 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注4)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注4)} 																				
健全度	健全度評価の目安 ^{注2)}																													
Aランク	措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 天端高が不足し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注3)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注2)} 																													
健全度	健全度評価の目安 ^{注2)}																													
Aランク	措置段階 <ul style="list-style-type: none"> 防護高さが低下し、堤防・護岸等の防護機能の低下が明確な場合^{注3)} 堤防・護岸等の防護機能に影響を及ぼすような変状が生じており、さらに空洞が確認された場合 堤防・護岸等の防護機能が損なわれるほど、堤防・護岸等の前面の砂浜の侵食が進んでいると認められる場合^{注4)} 侵食により前面の砂浜が消失し、基礎工下端・止水矢板が露出している場合^{注4)} 																													

- 内閣府戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期での水門等の遠隔操作・監視に係る技術的成果等の新技術を反映
- 南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の対応を操作規則に定めること及びその対応例を追記するとともに、操作・退避ルールの実効性を確保するための訓練について施設からの退避訓練を含めて一連の流れで実践的に行うこと等を追記

<ガイドライン目次>

はじめに

第1章 総則

第2章 設計・改善手順

第3章 現状把握・評価

第4章 総合的検討

第5章 設備設計

第6章 体制・運用

第1節 操作規則

- 1.1 操作規則の整備
- 1.2 操作・退避ルールの検討
- 1.3 管理又は操作の委託
- 1.4 操作・退避ルールの実効性確保のための平時の取り組み

第7章 点検・整備

添付資料

参考資料

<主な追加事項等>

- ✓ 遠隔操作・監視にあたり、情報の確実な入手やバックアップの観点から、複数の水門等を一元的に監視するシステムの導入を考慮し、その際に、低消費電力のLPWA※の利用も有効な場合があることを追記。
※LPWA: Low Power Wide Areaの略で、「低消費電力で長距離の通信」ができる無線通信技術の総称
- ✓ 管理者の異なる施設の情報を集約する際、効率性の観点から通信フォーマットを統一することを考慮することとし、活用可能なJSA規格を追記。
- ✓ 遠隔操作の伝送路について、衛星回線は大雨、大雪、雲等の障害を受ける恐れがあり、携帯回線は災害時、通信規制がかかる恐れがあるため、これらの回線の利用にあたっては二重化を検討することを追記。
- ✓ 南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報は、大地震発生の可能性が平時よりも相対的に高まっている状況で発表されることから、施設及び地域の状況に応じた対応を予め検討し、操作規則で定めておくことを追記。
【対応例】
 - 情報収集・伝達を行うための非常体制(警戒体制)を設置する。
 - 閉操作に備えて施設、設備等の点検を行う。
 - 閉操作に備えて操作体制や閉鎖手順、操作に必要な資機材等の確認を行う。
 - 後発地震の発生に備えて事前に閉操作を行う。
- ✓ 運用管理の実施にあたっては、施設の設置目的、運用状況、閉鎖する基準(条件)やタイミングに加え、開操作を行う基準(条件)についても地域の関係者に説明・共有し、理解を得ることを追記。
- ✓ 現場操作員など施設操作に関わる関係者(管理者、操作員、利用者等)を参加者として、参集、出勤、操作、退避等の一連の流れで実践的な訓練を実施することとし、退避については、訓練時に退避場所や退避経路、退避にかかる時間の確認を確実にいき、必要に応じて退避場所・経路の見直しを行うことを追記。
- ✓ 現場操作員に対し、津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブックを活用し、訓練とあわせてチェックリストの確認を行うことを追記。

※その他の修正内容は、以下URLに掲載している新旧対照表を参照ください

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000122.html

津波・高潮対策における水門・陸閘等の現場操作ハンドブック【概要】

- 水門・陸閘等の閉鎖業務に従事する現場操作員の方を対象に、水門・陸閘等の災害時の閉鎖作業や退避等に関し、**知っておくべき基本的事項を普及・啓発**する狙いをもってとりまとめたもの
- 「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」を基に、水門・陸閘等の確実な閉鎖及び現場操作員の安全の確保の観点から、**現場操作員が最低限把握すべき項目のチェックリスト及び現場操作に関する基本的事項を整理**
 - **チェックリストを確認し、把握していない項目がある場合、管理者に相談してください。**
 - **災害時には、これらの情報をすぐ確認できるように、参考資料2に掲載している、「閉める手引き（携行版）」に、各自の状況に応じて必要事項を記入し、携行することを推奨します。**

ハンドブックの構成

本編

現場操作員が把握すべき事項
(チェックリスト・操作タイムライン)

参考資料 1

- 1.操作・退避ルール
- 2.運用マニュアル
- 3.操作の委託

※津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドラインより関連項目を抜粋

参考資料 2

閉める手引き（携行版）

チェックリスト項目

- どういう時に閉鎖操作を行いますか
- 管理者と連絡がつきますか
- 共同操作者に連絡はつきますか
- 操作する施設と順番を把握していますか
- 参集場所、避難場所を把握していますか
- 操作・退避にかかる時間を確認していますか
- 施設の操作方法を把握していますか
- 施設の故障時の対応を把握していますか

操作タイムライン

■津波発生時の操作タイムライン確認■

①津波到達予想時刻※(:)
(※気象庁等の情報をもとに記入)

②退避完了時刻(:)

③退避開始時刻(:)

第3施設操作完了時刻(:)

第3施設操作開始時刻(:)

第2施設操作完了時刻(:)

第2施設操作開始時刻(:)

第1施設操作完了時刻(:)

第1施設操作開始時刻(:)

③現場参集時刻 (:)

④現在の時刻 (:)

※黄色着色箇所はあらかじめ記載しておく

余裕時間 () 分

移動時間 () 分

合計 () 分

操作時間 () 分

操作時間 () 分

操作時間 () 分

移動時間 () 分